

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七項中「災害をいう。」の下に「附則第二十九項において同じ。」を、「指示」の下に「（附則第二十九項において「本部長指示」という。）」を加える。

附則第三十項を附則第三十三項とする。

附則第二十九項中「東日本大震災対処業務手当の支給される」を「前五項の規定により東日本大震災対処業務手当又は原子力災害対処業務手当の支給される」に、「前二項」を「前五項」に改め、「なる東日本大震災対処業務手当」及び「東日本大震災対処業務手当」の下に「又は原子力災害対処業務手当」を加え、同項を附則第三十二項とする。

附則第二十八項の次に次の三項を加える。

（東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例）

29 職員が、東日本大震災以外の原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一項第一号に規定する原子力災害をいう。）に対処するため、本部長指示に係る区域において行う業務その他の委員会規則で定める業務に従事したときは、第二条の規定にかかわらず、原子力災害対処業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき四万円を超えない範囲内において、委員会規則で定める業務の区分に応じて委員会規則で定める額とする。

30 前項の業務（委員会規則で定める業務に限る。）に従事した時間が委員会規則で定める時間に満たない場合における当該業務に係る原子力災害対処業務手当の額は、委員会規則で定める額とする。

（東日本大震災対処業務手当等の支給の調整）

31 同一の日において、東日本大震災対処業務手当を支給される業務及び原子力災害対処業務手当を支給される業務に従事した場合においては、これらの業務に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当を、これらの業務に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当のいずれか額の高い手当を支給し、他は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。